

細則 ～取引ツール「Formula（フォーミュラ）」～改訂のお知らせ

平成 20 年 9 月 24 日（水）より、ドットコモディティ取引規程における細則「取引ツール「Formula（フォーミュラ）」」の改訂をいたします。

<内容>

細則「取引ツール「Formula（フォーミュラ）」」

改訂後	改訂前
<p>第 2 条（取引の種類）</p> <p>お客様が「Formula」にて取引できるのは、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所および中部商品取引所における通常の先物取引に限ります。各取引所の定めた特定取引（スプレッド等）または、オプション取引は含みません。</p> <p><u>なお、平成 20 年 9 月 29 日以降に新規で取引を開始されたお客様におかれましては、当面の間、中部大阪商品取引所の取扱いを停止させていただきます。</u></p>	<p>第 2 条（取引の種類）</p> <p>お客様が「Formula」にて取引できるのは、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所および中部商品取引所における通常の先物取引に限ります。各取引所の定めた特定取引（スプレッド等）または、オプション取引は含みません。</p> <p>（下線部追加）</p>

以上